

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成27年3月23日（月）

開会 9時00分

閉会 12時25分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 前田光久委員長、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、山口千代己教育長

欠席者 森脇健夫委員

4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 信田信行、次長（教職員・施設担当）福永和伸

次長（学習支援担当）山口顕、次長（育成支援・社会教育担当）長谷川耕一

次長（研修担当）中田雅喜

教育総務課 課長 荒木敏之、主幹 高屋勝資

予算経理課 課長 中西秀行、班長 前川幸則、主幹 美濃泰夫

教職員課 課長 梅村和弘、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 早川巖

班長 小宮敬徳、主査 山北正也、主査 山下健康

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 中野雅人

学校施設課 課長 釜須義宏、班長 明石須美子

高校教育課 課長 長谷川敦子、班長 吉田淳、指導主事 中田直人

特別支援教育課 課長 東直也、特別支援学校整備推進監 大藤久美子

課長補佐兼班長 森井博之、主幹 大井雅博、主査 酒井未央

保健体育課 課長 阿形克己、指導主事 熊野佳幸

社会教育・文化財保護課 課長 田中彰二、課長補佐兼班長 辻喜嗣

主幹兼社会教育主事 奥村隆志、主査 伊野美穂子

5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第67号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則案	原案可決
議案第68号 教育長の営利企業等の従事許可の基準等に関する規則案	原案可決
議案第69号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案	原案可決

議案第70号	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第71号	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第72号	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第73号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第74号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第75号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第76号	職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決
議案第77号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第78号	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第79号	県立高等学校の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第80号	平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則案	原案可決
議案第81号	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第82号	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第83号	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第84号	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第85号	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第86号	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第87号	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第88号	公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第89号	平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第90号	学校教育法施行細則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第91号	三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について	原案可決

議案第 9 2 号 「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」（案） について	原案可決
議案第 9 3 号 平成 3 2 年度全国中学校体育大会の開催承諾について	原案可決
議案第 9 4 号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部 委任等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 9 5 号 第三次三重県子ども読書活動推進計画（案）について	原案可決
議案第 9 6 号 懲戒処分に係る管理監督責任について	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告 1 平成 2 7 年度事務局職員の人事異動報告について
- 報告 2 平成 2 7 年度県立学校教職員の人事異動報告について
- 報告 3 平成 2 7 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

委員 5 名のうち 4 名の出席により、会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 2 7 年 3 月 5 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 7 3 号から議案第 7 6 号、議案第 9 6 号、報告 1 から報告 3 は人事管理に関する案件であるため、議案第 9 3 号は公表前であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、非公開の議案第 7 3 号、議案第 9 6 号、議案第 7 4 号から議案第 7 6 号を審議し、報告 1 から報告 3 の報告を受け、議案第 9 3 号を審議した後、公開の議案第 7 1 号から議案第 7 2 号、議案第 6 7 号から議案第 7 0 号、議案第 7 7 号から議案第 9 2 号、議案第 9 4 号から議案第 9 5 号を審議する順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第73号 職員の懲戒処分について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第96号 懲戒処分に係る管理監督責任について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第74号 職員の人事異動(事務局)について (非公開)

議案第75号 職員の人事異動(県立学校)について (非公開)

議案第76号 職員の人事異動(市町立小中学校)について (非公開)

報告1 平成27年度事務局職員の人事異動報告について (非公開)

報告2 平成27年度県立学校教職員の人事異動報告について (非公開)

報告3 平成27年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。また、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第93号 平成32年度全国中学校体育大会の開催承諾について (非公開)

保健体育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第71号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案 (公開)

(梅村教職員課長説明)

議案第71号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから3ページが、規則改正の改め文です。まず、4ページの規則案要綱をご覧ください。主な改正点、3点ございます。1点目が、新たに「教育政策課」、「学力向上推進プロジェクトチーム」を設置するなど本庁内部組織及び分掌事務を改正することに伴い所要の改正を行う。2点目が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行う。3点目が、組織規則の改正に伴い改正が必要

となる三重県教育委員会教育長事務専決規則について、組織規則附則において所要の改正を行う。この3点で、施行期日は平成27年4月1日から施行するとしております。

5ページに新旧対照表がございますので、ご覧ください。規則改正なり地教行法の改正に関する条ずれがございますので、条ずれは省略させていただきますが、まず、4条の内部組織のところ、改正案は2号のところ「教育政策課」を新設、課の再編ということで予算経理課、学校施設課を再編して、「教育財務課」と「学校経理・施設課」を置いております。あと、9号のところ「学力向上推進プロジェクトチーム」と置いておりますので、それぞれ現行は14課ですが、改正案では16の課とプロジェクトチームという課の形になっております。

6ページ、7ページで、それぞれ新しく設置する課の分掌事務を規定しております。6条に教育政策課の分掌事務、8条に学校経理・施設課の分掌事務、13条に学力向上推進プロジェクトチームの分掌事務、17条に保健体育課の分掌事務、全国高校総体の準備に関するものを加える。このようにですが、旧と見比べていただきますと、教育政策課の分については、第5条の総務課の業務、分掌事務を削除しつつ、教育政策課に移しております。学校経理・施設課については、それぞれ学校施設課の分掌事務から替わっているということで、学校施設課の分掌事務が削除されております。

8ページの第25条をご覧ください。ここが少し組織改正とは異なる部分です。地教行法の改正に伴いまして、新教育長が教育委員会の構成員かつ代表者となりますので、その代理を事務局職員ではなく、同じく教育委員会の構成員である教育委員が担うこととなります。しかしながら、その職務代理者となる教育委員が事務局を指揮監督して事務の執行を行うことが困難な場合も想定されるということで、地教行法で職務代理者は、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能としておりますので、ここで職務代理者から委任された事務を副教育長が行う形の規定を置いております。

27条が、それぞれ職の設置ですが、こちらは9ページの下教育改革推進監、学力向上推進監を廃止しております。また、並び順を変えている関係で、少し新旧の分が増えておりますが、それを整理させていただいております。

11ページに三重県教育委員会教育長事務専決規則の改正もございますが、こちらも下の別表を見ていただきますと、教育改革推進監と学力向上推進監を廃止して、それぞれ順番を少し並べ替えて改正案となっております。

3ページに戻っていただき、経過措置についてご説明をさせていただきます。3ページの附則の2項に経過措置がございます。地教行法が改正されておりますが、なお従前の例により教育長が在職する場合にあっては、改正後の三重県教育委員会事務局組織規則第25条の適用はせず、改正前の組織規則第23条の規定は、なおその効力を有する。先ほど説明させていただいた25条ですが、このような経過措置を置いております。

【質疑】

委員長

議案第71号はいかがでしょうか。よろしいですか。

岩崎委員

これは組織編成の話ですから。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第72号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(梅村教職員課長説明)

議案第72号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する案について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

次の1ページが規則案で、2ページが規則案要綱、3ページ以降が新旧対照表ですので、まず、2ページの規則案要綱をご覧ください。

規則案要綱にありますように、改正理由としては、学校教育法に規定する主幹教諭の設置を可能とすること、県立高等学校の学科を改編すること及び連携型中高一貫教育を解消することに伴い、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるということで、改正内容は4点ございます。1点目が主幹教諭の設置を可能とすること。2点目が県立高等学校の学科の改編。3点目が県立特別支援学校の学科の廃止。4点目が連携型中高一貫教育の解消。この4点です。施行日は27年4月1日を予定しております。

3ページの新旧対照表をご覧ください。まず、51条を見ていただきますと、主幹教諭を新たに設置するというところで、第1号に主幹教諭を加えまして、56条についても、頭に主幹教諭の職務を掲げております。「校長、教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童若しくは生徒の教育又は幼児の保育をつかさどる。」ということです。

あと、61条以降、62条、63条とございますが、こちらは主任等に関する規定で、61条を見ていただきますと、「ただし」のところですが、「当該主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき」ということで、この限りではないということ、主幹教諭が当該主任が担当する校務を整理した場合に主任を置かなくてもいいという規定です。62条63条も同じ規定です。64条は部の主事になれる者に主幹教諭を加える改正でございます。

(長谷川高校教育課長説明)

続きまして、別表1に係る改正について説明をいたします。6ページをご覧ください。

別表1は、高等学校名・課程・学科及び専攻科を示しております。三重県立明野高等学校の生産技術科を「生産科学科」に、経済科を「流通科学科」に改編し、また、三重県立水産高等学校の海洋科、機関科をそれぞれ「海洋・機関科」に、水産製造・増殖科を「水産資源科」に改編する内容です。これらに対応して別表1を改正させていただきます。

(東特別支援教育課長説明)

続きまして、新旧対照表7ページをご覧ください。別表2に係る改正について説明をいたします。

別表2は、特別支援学校に設置している部・科及び学科について示しております。三重県立豊学校高等部理容科は、平成26年度より生徒の募集を停止し、高等部理容科在籍者がいなくなる平成26年度末をもって廃科とすることから、これを別表2から削除するものです。

(長谷川高校教育課長説明)

続きまして、同じく7ページ別表3に係る改正について説明いたします。

別表3は、連携型中高一貫教育を行っている高等学校名及び中学校名を示しております。三重県立白山高等学校は、津市立白山中学校、津市立美杉中学校と連携型中高一貫教育を行っていますが、平成26年度末をもって解消することから、これを別表3から削除するものです。

【質疑】

委員長

議案第72号はいかがですか。

岩崎委員

最後の白山と美杉の中学・高校の連携解消というのは、今まで話を聞いていましたか。

高校教育課長

平成25年度、昨年度にお話をさせていただいたと思います。

教育長

中高一貫をやめた後について説明して下さい。

高校教育課長

中高一貫教育の解消後に、コミュニティ・スクールに移行するため、学校運営協議会の指定の際に説明をいたしました。

岩崎委員

思い出しました。

委員長

よろしいですか。

教育長

指導教諭はいいんですね。

教職員課長

県立学校は指導教諭を置いておりませんので、主幹教諭だけを置くこととさせていただきます。

教育長

それなら、置くときには入れるということですか。

教職員課長

また置くときには改正をさせていただくことになります。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第67号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則案（公開）

議案第68号 教育長の営利企業等の従事許可の基準等に関する規則案（公開）

議案第69号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案（公開）

（荒木教育総務課長説明）

議案第67号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則案

議案第68号 教育長の営利企業等の従事許可の基準等に関する規則案

議案第69号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案

それぞれの規則案について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出
三重県教育委員会教育長。

提案理由 ただ今の、それぞれの規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

3本の議案については、参考資料で説明させていただきますので、資料をご覧ください。

最初に、議案第67号の教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則案は、三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第8条第1項第3号の規定に基づき、教育長が職務に専念する義務を免除されるにあたり、教育委員会の承認が必要な事項等について定めた規則を制定するものです。

教育長が職務に専念する義務を免除する場合ということで、1として、職務と関連を有する国又は他の地方公共団体の事業若しくは事務に従事する場合、2として、国又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体の委嘱を受けて講演、講義等を行う場合、3として、職務上の教養に資する講演、講義等を聴講する場合等を規定するものです。

続きまして、議案第68号です。教育長の営利企業等の従事許可の基準等に関する規則案でございます。改正地教行法において、今回、教育長が特別職になることで、改正地教行法第11条第7項において、教育長が営利を目的とする私企業等に従事するにあたり、教育委員会の許可が必要とされていることから、許可するにあたっての基準等を規則で制定する必要がございます。

なお、下にございますが、同項において定める必要があるとされている従事許可が必要な地位に関する人事委員会規則については、別途人事委員会が規則を制定するというようになっております。

規則案では、許可する場合として、次のいずれかに当てはまる場合を除き、許可することができると思っております。1として、当該営利企業が、教育長の職と特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合、2として、職務遂行に支障を及ぼすと認められる場合、3として、その他全体の奉仕者である公務員が従事することを適当でないと思えられる場合でございます。

また、教育長が報酬を得て事業又は事務に従事する場合においても、上記の規定を準用します。

なお、これらの規定につきましては、いずれも知事部局の規定を準用させていただいているものです。

続きまして、議案第69号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案でございます。この規則案により、次の規則を改正したいと思っております。

まず、三重県教育委員会会議規則です。今回、教育委員長職がなくなるということに関して、ア 委員長の選挙に関する規定を削除します。イ 委員長の職務代理に関する規定を削除し、新たに教育長の職務代理の指名等に関する規定等を整備します。

一方、ウですが、議事録の公表に関する規定の整備ということで、今回の法改正では、会議録の公表につきまして、公表するように努めなければならないという規定に改正されました。それを踏まえ、三重県教育委員会においては、非公開のものを除いて、基本的に会議録については公表しなければならないという義務規定を定めたいと考えております。

②の三重県教育委員会権限委任規則につきましては、教育委員のチェック機能の強化ということで、改正地教行法第25条第3項に基づき、教育長に委任された事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告することが義務づけられました。このことを踏まえ、教育委員会に報告する時期等の規定を整備するものでございます。

現状におきましても、重要な案件については、適時、教育委員会定例会に報告させていただいておりますので、その趣旨を踏まえた改正内容を規定しています。

③は、三重県教育委員会公印規則です。これは教育委員長印に関する規定を削除するものです。そのほか、三重県教育委員会傍聴人規則、三重県教育財産規則、三重県教育委員会公告式規則については、例えば、委員長という名前を教育長に改めるものとか、法律の改正による条ずれを修正する改正をしたものです。

【質疑】

委員長

3案件はいかがですか。

岩崎委員

現状では会議録の公開というのは、規定がなかったんですか。

教育総務課長

規定がございませんでした。会議録の作成は規定がありますが、公開については規定がないのが現状です。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第70号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案（公開）

（中西予算経理課長説明）

議案第70号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

ページをめくっていただき、A4横長の「三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案」をご覧ください。

本県は、先だって平成26年12月12日の定例会でご承認いただいた三重県高等学校等修学奨学金の一部を改正する規則において改正を行った条文に、新たな改正を加えるものです。改正するのは第15条第3項で、この条文は奨学金を借りた人が保護者又は連帯保証人を変更する際に提出が必要となる変更届けの提出要件について定めたものです。従来の条文では、提出が必要となるのは奨学生と規定しておりますが、この貸与の規則第2条の2において、奨学生とは修学奨学金を受けて高等学校等に在学する者と規定しておりますので、このままの規定では奨学生であった者、つまり過去に奨学生であったが、既に卒業している者等が対象にならないように解釈されることがあるのが分かりました。そのため、正確を期するため、今回新たに改正を行うものです。

裏面をご覧くださいますと、2ページ目の要綱の改正の理由にご説明させていただきます旨を記載しております。

【質疑】

委員長

議案第70号はご質問よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

委員長

議案第77号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第78号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第79号 県立高等学校の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第80号 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則案

議案第81号 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第82号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第83号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第84号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第85号 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第86号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第87号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第88号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

議案第89号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案

以上、13の規則案については、公立学校職員等の給料及び手当に関連する条例改正に伴う規則の制定及び改正であるため、一括して審議したいと思います、よろしいでしょうか。

－全委員が同意する。－

・審議事項

議案第77号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第78号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正

する規則案（公開）

議案第79号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第80号 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則案（公開）

議案第81号 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第82号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第83号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第84号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第85号 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第86号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第87号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第88号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第89号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（紀平福利・給与課長説明）

議案第77号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第78号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第79号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第80号 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則案

議案第81号 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第82号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第83号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第84号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第85号 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第86号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 87 号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第 88 号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 89 号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案

以上、13の規則案について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出三重県教育委員会教育長。

提案理由 13の規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提案する理由である。

内容につきまして、横書きの参考資料により、順次、説明をさせていただきます。

まず、議案第77号ですが、改正内容と備考を合わせて補足して説明をさせていただきます。主な改正内容は2つありますが、給料の調整額について所要の改正を行います。給料の調整額につきましては、右の備考欄をご覧ください。調整基本額に調整数を乗じた額となっております。この調整額は、特別支援学校の教育職員や小中学校の特別支援学級担任等の教諭、講師の職務の困難性に鑑み一律に支給をされております。また、これは給料に準ずるものとして諸手当の額の基礎となっております。これにつきまして、義務教育費国庫負担金における給料の調整額の算定額の引き下げに伴い、給料の調整額に係る調整数を1.25から1に改めるものです。

少し補足して説明をさせていただきます。これは、メリハリのある給料体系の教員給与体系推進の見直しの一つとして行われるものです。特別支援教育につきましては、学校全体で進めていこうという流れもあることから、この手当につきましては、創設時の趣旨・目的など必要性についても薄れてきている部分があるのではということで、見直しが段階的に調整率について行われております。今回、現在は1.25の調整数を1に改めるものです。

2つ目として、人事委員会勧告の給与制度の総合的見直しによる給料表の改定、給料月額引き下げ、及び新たな職の設置に伴い、調整基本額を下の表のように改正します。表中の給料表の「職務の級」というところをご覧ください。新たな職の方の区分を「特2級」として入れております。また、「改定幅」のところをご覧くださいますと、4級の方がマイナス100円ということで減額となります。

丸の2つ目です。平日深夜に勤務した管理職員に、新たに管理職員特別勤務手当を支給することに伴い、手当額等について所要の改正を行います。管理職員特別勤務手当につきましては、右の備考欄にありますとおり、校長、教頭及び事務長が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給をされております。これを平日の深夜についても支給できるようにします。額については、それぞれ記載のとおりです。

次に、第78号です。これにつきましては、大きく4つ改正がございます。

まず、人事委員会勧告の給与制度の総合的見直しによる給料表の改定、給料月額の

引き下げ、及び新たな職の設置に伴い、級別標準職務表、これは右欄にありますとおり職種ごとに職務の級を定めた表です。これと昇格時号給対応表、これは昇格した場合に、級号給に応じてどの号給に昇給するかを定めた表です。この2つの表について所要の改正を行います。例えばということで改正内容を書かせていただいております。級別標準職務表については、主幹教諭及び指導教諭は特2級とします。昇格時号給対応表では、高等学校等教育職給料表の方、今、1の58の実習助手の方が、教諭兼実習助手になった場合、現行では2の34となりますが、改正案では2の33となります。

2つ目、人事委員会勧告の給与制度の総合的見直しに伴い、55歳を超える職員（高齢層職員）の昇給を、勤務成績が特に良好な場合に限定する等の所要の改正を行います。高齢層職員の昇給数については、その下の表にありますように、現在、例えば特に良好な方は、3号給昇給しておりますが、改正案では1号給または昇給しないという改正を行います。

3つ目、初任給基準の読み替え規定の廃止に伴う初任給基準表の改正等所要の改正を行います。現行では、右に書かせていただいておりますとおり初任給の号給を4号上位に、規則の附則の中で読み替えて運用をしておりますが、読み替え規定を廃止し、初任給基準表の初任給の号給を現行より4号給上位の号給として、初任給基準表の中に規定をするものです。

最後、4つ目、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行います。特定独立行政法人を行政執行法人に改めます。また、条項ずれに伴う所要の改正を行います。

議案第79号、公立学校職員の給与制度の総合的見直しに準じた現業職員の給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表の改正を行います。例として、1-70の現業職員が昇格した場合、現行は2-37となりますが、改正案では2-38となります。

議案第80号、平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定に基づき、給料表の水準を平成27年4月1日から引き下げることに伴う経過措置として支給する給料に関し、アとして、「切替日の前日に受けていた給料月額を経過措置額としない場合」や、イとして、「切替日以降の採用者に経過措置額を支給する場合の取扱い」、その他所要の事項を定めます。補足をさせていただきます。この給与条例の改正では、3月31日の給料月額が、4月1日の給料月額よりも下がった場合は、一定の年数、現給の保障が行われます。ただし、この内容ではうまく整合性が取れないものについて、この給与条例の附則第3号から第5号までを定めます。今回、規則では、例えば、アの場合として他の職種へ異動される方、行政職から教育職、また、降格という形で校長から教頭へということで給与が下がる場合があります。そういう場合や休職等の期間がある職員、育児短時間勤務の方が、このアの場合にあたります。また、イの場合は、人事交流という観点から、市町教委や附属学校から割愛採用として県教育委員会にみえる方の給料についての取扱いを定めます。例としまして、平成26年3月1日から27年8月31日まで育児休業を取得する職員の場合、平成26年3月1日の給与の号給が2-40の場合、平成27年9月1日復職時の号給は、2-48となりますが、この者の現給保障の号給は、2-40ではなく、平成27年3月31日に復

職をしたとして、2-44の号給を保障する内容となっております。

議案第81号、単身赴任手当の基礎額について所要の経過措置（平成27年度の基礎額は26,000円、現行は23,000円）を講ずるとともに、交通距離の区分の加算額を下の表のように改定します。単身赴任手当は、右の備考欄にありますように、異動に伴い自宅から通勤することが困難であると認められる者のうち、単身で生活することとなる職員に対して支給される手当です。この手当は、基礎額と加算額を合わせた額が支給されております。今回、人事委員会勧告で、平成30年4月1日までに基礎額を30,000円に、加算額を58,000円を上限として段階的に引き上げる旨の勧告がありましたので、基礎額について、27年度は26,000円に、加算額は下の表のように改正を行います。

2つ目として、再任用職員に、新たに単身赴任手当を支給するため、所要の改正を行います。

議案第82号、地域手当についての規定です。地域手当は、右の備考欄にありますように、地域によって生ずる生活費の差を調整するために支給される手当です。現行は、三重県は一律4%となっております。人事委員会勧告で県内全域一律支給、平成30年4月1日までに段階的に4.5%に引き上げる旨の勧告がありました。このため、国の地域手当の級地区分等の見直しに伴い、各支給地域の級地区分及び支給割合について所要の改正を行うとともに、支給割合について所要の経過措置を講じます。例として県全域を6級地から7級地とします。経過措置として平成27年度の支給割合は4%とします。

議案第83号、特急料金等については、右の備考欄にありますように、特別急行料金、高速道路料金等のことを指しています。県内の高速道路の延伸の状況等により、転居を伴うことなく通勤できる環境が整ってきたことを踏まえた人事委員会勧告に基づく改正内容です。特急料金等の支給要件を緩和することに伴い、所要の改正を行います。特急等の利用の基準は、異動等に伴い特急等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上となっているが、異動等に伴うという要件を廃止します。

4ページ、議案第84号です。右をご覧ください。国が、メリハリある給与体系の推進の一つとして特殊勤務手当の一つである教員特殊業務手当の算定額を引き上げたことによる改正で、教員特殊業務手当に係る義務教育費国庫負担金の算定額の引き上げに伴い、所要の改正を行います。改正内容につきましては、非常災害時の児童生徒の保護、緊急の防災・復旧など、また、修学旅行の引率、対外運動競技等引率、これらにつきましては、それぞれ業務の特殊性や困難性が高まっていることを踏まえて改正を行うものです。また、表の下から2つ目の部活動指導手当につきましては、部活動の顧問を担当する教職員の勤務時間が、担当をしていない教員に比べて多くなっているという教員の処遇を改善する観点からも、改正が行われたものです。いずれも、現行の額に比べて25%増の改正案となっております。

議案第85号、新たな職の設置に伴い、主幹教諭及び指導教諭の義務教育等教員特別手当、これは優れた人材の確保のために人材確保法で制度化が求められた手当で、教員の職の困難性に鑑み級号給に応じて定額を支給されており、現在は、給料の

1.5%相当の額となっております。この義務教育等教員特別手当の額について、所要の改定を行います。

議案第86号、新たな職の設置に伴い、主幹教諭及び指導教諭の期末手当及び勤勉手当の職務加算割合を100分の10とします。職務加算割合は、期末手当及び勤勉手当において、職務に応じて加算する割合です。校長は15%、教頭は10%、教諭は経験に応じて現在0～10%と定めております。改正内容の2つ目として、新たな評価制度の導入時期が知事部局の職員と公立学校職員で異なることから、公立学校職員に評価制度が導入されるまでの間の規定を整備します。新たな評価制度の導入時期については、公立学校職員は平成28年4月1日、知事部局職員は平成27年4月1日となっております。

5ページ、議案第87号、新たな職の設置に伴い、主幹教諭及び指導教諭の退職手当の調整額に係る職員の区分を第5号区分とします。退職手当については、基本額と調整額を合わせた額を支給しております。基本額は退職時の給料月額に支給割合と調整率を乗じたもの、調整額は在職する職員の区分に応じて定められる額の60ヶ月分となっております。これを改正案の表にありますように、主幹教諭、指導教諭については、5号区分として43,350円とする内容です。

議案第88号、人事委員会勧告による若年層の給料月額の引き上げに伴い、非常勤講師等の基本額の改定を行います。非常勤講師、非常勤の助手について、表にそれぞれ改定幅を書かせていただいております。講師については時間給、助手は日額で記載をしています。

最後、6ページ、議案第89号、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行います。特定独立行政法人を行政執行法人に改め、条項ずれに伴う所要の改正を行います。

これらの規則案は、いずれも平成27年4月1日から施行します。ただし、議案第78号の2つ目の丸の内容、高齢層職員の昇給数の改正規定については、平成28年4月1日から施行します。

【質疑】

委員長

13の規則案ですが、一括でご意見、ご質問をお願いします。

柏木委員

意見ですが、最初の議案第77号の、特別支援学校の教職員への加算手当です。とても大切な仕事だと思いますが、今日、ちょうど人事で出てきた教諭の退職、最終的に何の担任をしていたか、特別支援学級の教諭の退職は、結構多いと聞いています。教諭の業務が非常に多い中で、退職金や年金の加算が受けられるという理由で、特別支援学級の担任を希望する職員の希望を認める校長としての資質を問いたいと思うし、何かの折に、特別支援学級の担任として何を最後にしたのかということも教えて欲しいぐらいの気持ちがあります。最後に辞めるから特別支援学級を担任して、退職金、年金の加算を受けたいというのは、人として分かりますが、それが理由では教育として成り立たないと思うので、教諭の退職で最終の担任、なぜ辞めたのか、どこで

辞めたのかというのを知りたいぐらいの気持ちです。意見です。

委員長

ご意見だけでよろしいですか。

柏木委員

はい。どうしようもないのは分かっているので。調べて下さいと言ったら調べてくれるのでしたら、参考程度にお願いします。教諭で退職された方で、指導力不足などで挙がってくる方が特別支援学級をいくつか転任した後に、指導力不足で挙がってくる事例も過去にあったということなので、今日の定例会では、お金に係る事案がいろいろあったので、とても気になったので意見として申し上げます。どうしようもないのは分かりますので。

岩崎委員

私は、これは所要の改正ということで理解しますが、メリハリを付けることからいうと、別の意味で特別支援学校の教員に対する調整基本額の話でいうと、特別支援教育については、学校全体で進めていこうという流れもあり、勤務の特殊性が薄れつつあるという言い方をされましたが、メリハリをどうやってつけていくのかが、よく分からない。それと評価の話が絡んでいくわけですね。特別支援学校の場合、教員評価をどのように今後やっていくのかが見えなくて、年度が明けてからの運用を、我々としては見守るしかないかと思っているのが正直なところではあります。

委員長

ご意見だけでよろしいですか。

岩崎委員

何か教えていただけることがあれば。

福利・給与課長

調整数につきましては、平成20年度から調整数が2でしたが、1.5、1.45という形で今回、1になってきている背景があり、ただ、調整基本額は、このような形で整理がなされてきております。ただしこれは給料に準じるものとして、すべての加算基礎にもなっている現状でございます。

委員長

私は特にありません。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第90号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案（公開）

（釜須学校施設課長説明）

議案第90号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案

学校教育法施行細則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案については、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが、その規則案の改正内容ですが、3ページが新旧対照表です。

概要をご説明させていただきますので、先に5ページをご覧ください。改正点は大きく3点ございます。まず、上のグループ、第7条から第20条につきましては、今回、書類の提出を追加したり、規定を削除したりするものです。第2点として、8号様式から18号様式までの各届出書の届出の根拠条文を追加するものです。第3点として、一番下のグループですが、第1号様式から第21号様式について、宛先の敬称を改正するものです。

参考資料の7ページをご覧ください。横書きになりますが、公立学校の設置廃止等にかかる届出書類一覧ということで、今回、幼稚園の設置につきましては、県への届出ですが、根拠法令の一番下の段、学校教育法施行細則が今回、改正しようとするものです。その下の表を見ていただきますと、現行では、国の規則によって定められた提出様式と県の細則で定めた提出様式をそれぞれ列記しており、これは両方の規則と細則を見ないと、すべて提出する書式が分からないという不都合がございます。それを県の細則を見れば、すべて提出様式が列記してあるというように改正したいということが、今回の改正理由です。

幼稚園の設置と右の幼稚園の分校の設置は、ほぼ同じ内容です。それと、幼稚園設置者変更、小中学校設置者変更においても、基本的に国の法律と県の細則で様式が指定されておりますが、それを今回、細則を改正することにより細則だけで提出書類が分かるようにしたいというものです。

幼稚園の位置変更と小中学校の位置変更については、従来、県の細則で学則の提出を求めておりましたが、普通、位置情報は条例で制定するものですから、学則には位置情報が載っておりませんので、学則の提出は不要であろうということで、今回、提出不要とさせていただくものです。

次に、参考資料の9ページをご覧ください。これが変更点の2点目と3点目を具体的に示した表です。届出書の学校教育法第4条の2（学校教育法施行令第25条第1号）の規定により、ということで根拠法令を明記させていただきました。

変更点の3点目は、上を見ていただきますと「三重県教育委員会 宛て」、今までは「三重県教育委員会教育長 様」でしたが、これをすべて「宛て」に変えさせていただきます。

【質疑】

委員長

ご意見、ご質問よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第91号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について（公開）

（長谷川高校教育課長説明）

議案第91号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

資料の1ページが再指定の理由、委員の選定理由等です。2ページ、3ページが、これまでの経緯と平成26年度の実績です。

1ページをご覧ください。今回、三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校、いわゆるコミュニティ・スクールに再指定する学校は白山高等学校です。白山高等学校では、平成25年4月1日に、この制度を導入しましたが、指定期間2年の終了にあたり、今後も地域に開かれた信頼される学校づくりを積極的に進めていくために、平成27年4月1日付けで再指定をするものです。

次に、2ページをご覧ください。白山高等学校では、中高一貫教育により白山・美杉地域の中・高6年間の系統的なキャリア教育を推進してまいりましたが、連携中学校から白山高等学校への進学率が15%から20%の間を推移する中で、中高一貫教育による入試制度は平成26年度で廃止し、地域密着型のキャリア教育を進めていくためにコミュニティ・スクールを導入したところです。

平成26年度に地域と連携した主な取組ですが、インターンシップをはじめ、中学校との交流、地域の清掃活動や防災訓練などに、生徒・教員が参加しております。委員の皆様には、授業や企業実習の様子を見ていただき、生徒には社会に出て必要な力を意識させることが大切であるということなど、貴重なご意見をいただいているところです。

3ページをご覧ください。白山高等学校のコミュニティ・スクールの今後の方向性ですが、導入の2年間は、学校側が主導する形でコミュニティ・スクールを進めてきましたが、今後は地域が主体となった取組の拡充や、地域の活性化に貢献する取組の創出などに取り組むことで、地域を活性化できる生徒の育成につなげていきたいと考えております。

続きまして、4ページ、5ページは、学校から提出された学校運営協議会を設置する学校指定申請書と学校運営協議会委員推薦書です。学校から推薦された委員は、保護者代表や地域代表で構成されていますが、この度、13名のうち10名は継続して推薦され、新たに3名が推薦をされたところです。

6ページは、白山高等学校が再指定された場合の指定書です。7ページから13ページまでは、学校運営協議会を設置する学校に関する法令です。

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定についての提案は、以上でございます。

【質疑】

委員長

白山高校の再指定の依頼申請です。学校にとっては、学校運営協議会をつくるのは手間暇が大変なのですか。

高校教育課長

2ページを見ていただきますと、平成23年度、24年度は文部科学省の指定を受けまして、中高一貫教育とともにコミュニティ・スクールを並行して研究を行っていた経緯がございます。その中で、中高一貫教育を解消するにあたり、今まで中高一貫教育で培われたような連携を、コミュニティ・スクールの中で、どのように発展させていったらいいかという研究を2年間しまして、その上で平成25年度に指定をいたしました。平成25年度は、引き続き中高一貫教育の解消について、コミュニティ・スクールの学校運営協議会の中でも議論をいただき、平成26年度をもって解消しようという結論をいただきました。実質、平成26年度からコミュニティ・スクールとしての活動が活発になったと考えております。次の2年間が白山高校の学校運営協議会にとっては、正念場であるかと思っております。

委員長

ご意見よろしいですか。去年、私たち、学校運営協議会を見学しましたが、あのようなことをイメージするのでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第92号 「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」（案）について（公開）
（東特別支援教育課長説明）

議案第92号 「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」（案）について

「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」（案）について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」（案）について、ご説明させていただきます。資料として冊子の本冊並びに概要版をお付けしています。

本計画は、平成26年12月12日の教育委員会定例会において、三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案にかかるパブリックコメントの概要と、その意見を反映した同計画最終案について報告をさせていただきました。

その後、平成27年1月15日の三重県教育改革推進会議第2部会並びに2月4日の同会議全体会において同計画最終案の審議を行いました。会議においては、「審議の内容が反映されて、充実した内容になっている」、「今後、具体的な取組の推進が大切である」といったご意見を頂戴したところです。その上で、この計画案を取りまとめさせていただきました。

さらに、時点更新、字句修正、図表等のレイアウトを整備し、3月10日の三重県議会教育警察常任委員会において、「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」（案）を報告し、了承を得たところです。

本計画は、インクルーシブ教育システムの構築に向け、平成27年度から5年間の特別支援教育の基本的なあり方や方向性を示したものとなっております。インクルーシブ教育システムの構築に向けた基本的な考え方については、概要版の中段に示しておりますのでご覧ください。障がいのある子どもと障がいのない子どもが、同じ場とともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、最も的確に応える学びの場において教育を実施すること、また、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、最も本質的な視点であることを念頭に置く必要があると考えております。

教育改革推進会議においても、この視点を大切に、取組を進めて欲しいというご意見を頂戴しているところです。今後は、この計画に基づき、早期からの一貫した支援の推進、学校種別の取組の充実、教員の専門性の向上に向けた取組など、具体的な取組を進めていきたいと考えています。

なお、この計画案についてご承認をいただきました場合、「三重県特別支援教育推進基本計画」として公表するとともに、本県の特別支援教育の、なお一層の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

【質疑】

委員長

時間をかけて練り上げていただいた本計画に対してご意見、ご質問はよろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第94号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（田中社会教育・文化財保護課長説明）

議案第94号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を

改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2ページをご覧ください。改正理由ですが、三重県立博物館、旧の博物館ですが、設置根拠となります三重県立博物館条例につきまして、三重県総合博物館条例の施行に伴い、平成26年4月19日に廃止され、博物館本来の機能はなくなりましたが、旧博物館の土地及び建物は現存しているため、管理は引き続き環境生活部が行っています。更に、今後の利用等の検討についても環境生活部が行うこととなっているため、環境生活部から、対外的にも根拠を明確にして欲しいとの要請がございまして、規則の改正を行うものです。

改正案につきましては、中段にございますように第2条第6項として、三重県立博物館の管理に関する事務を環境生活部長に委任する規定を、新たに整備するものです。

【質疑】

委員長

第94号は、説明どおりでよろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第95号 第三次三重県子ども読書活動推進計画（案）について（公開）

（田中社会教育・文化財保護課長説明）

議案第95号 第三次三重県子ども読書活動推進計画（案）について

第三次三重県子ども読書活動推進計画（案）について、別紙のとおり提案する。平成27年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 第三次三重県子ども読書活動推進計画（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。まず、「1 経緯」の最後の段落にございますように、2月18日の本定例会におきまして、最終案としてご報告させていただいた後、3月10日に県議会教育警察常任委員会へ報告したところですが、その際に特段の意見はございませんでした。

かいつまんで計画の概要をご説明させていただきますと、第三次計画は、平成27年4月から、概ね5年間で計画期間としております。

「2 第二次計画の成果と課題」としまして、公立図書館における児童書の貸出冊数の目標数値達成、小中学校における読書ボランティアとの連携などの成果は上がっているものの、(1)、(2)、(3)に、家庭、地域、学校等におけるの課題は残っているとしています。

これに対しまして、「3 第三次計画の基本的な方針」といたしまして、2ページにございますように、(1)家庭、地域、学校等における、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った取組を相互に連携・協力し社会全体で促進、(2)家庭、地域、学校等の取組を支援するための助言や情報提供、(3)子どもの読書活動の意義について県民の理解を深めるための広報啓発活動を行っていくとしています。

「4 三重県独自の取組方向」としまして、(1)、(2)の2つの取組方向を掲げ、基本方針と組み合わせて「5 各主体別の主な方策」において、家庭、地域、学校等、主体別に主な方策を掲げております。(1)家庭においては、大人も一緒に読書に親しむ「ファミリー読書」の推進や、保護者の方に読書の意義について理解を深める事業への参加促進、(2)地域においては、公立図書館等を核として、地域の様々な主体が連携・協力して事業を実施するというところで、例えば、体験講座やブックトーク等複合的な活動、また、読書ボランティアの養成を掲載しております。(3)学校等においては、ビブリオバトルや調べ学習等の推進、公立図書館や読書ボランティア等と連携した読み聞かせ等、読書に親しむ機会を充実させるとしています。

「6 県及び市町における子どもの読書活動推進体制」としまして、それぞれの計画において具体的な目標とその達成状況についての点検及び評価、また、学校、図書館、民間団体等が連携できる体制整備の支援が必要であるとしています。

「7 成果指標について」は、4ページに指標、目標数値を掲げていますが、家庭、地域、学校の各主体の読書活動の実態をより表す指標として7項目を設定、「みえの学力向上県民運動」との連携をより強化するために、成果指標に「全国学力・学習状況調査」の質問項目を設定し、目標数値については全国平均以上を目指すとしています。

「8 計画策定後の対応」といたしまして、市町教育委員会に対して、第三次計画の普及啓発、市町の計画策定、見直し、取組の推進が図られるよう、情報提供や助言を行ってまいります。

なお、庁内の健康福祉部子ども・家庭局より、本冊の13ページに民間との連携・協力の事例として、企業による地域貢献活動の取組として、民間企業から保育所等に対して本が寄附された事例を載せて欲しいという要請がございまして、新たに載せております。字句、体裁の修正等を除き、この他に本冊の変更はございません。

【質疑】

委員長

議案第95号について、ご意見、ご質問はよろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－